

宮崎県沿道修景美化推進検討委員会設置要綱
(改正案)

平成 2 7 年 9 月 4 日

改正

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

平成 2 8 年 7 月 2 5 日

県土整備部道路保全課

(設置)

第 1 条 宮崎県沿道修景美化条例に基づき推進している沿道修景美化の取組について、現状の問題点を整理するとともに、今後目指していく目標像及び具体的な管理水準等を定めた沿道修景基本計画を策定するに当たり、専門家等から幅広く意見を聴取し、計画に反映させるため、宮崎県沿道修景美化推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 沿道修景美化推進路線の修景コンセプトに関すること。

(2) 地域ワーキンググループの枠組みに関すること。

(3) 沿道修景基本計画に関すること。

2 委員会は、前項に定める事項のほか、委員会が必要と認める事項について協議することができる。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第 4 条 委員会は、県土整備部長が招集する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 県土整備部長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、宮崎県県土整備部道路保全課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 9 月 4 日から施行し、平成 2 8 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。

附 則 (平成 2 8 年 2 月 1 0 日改正)

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 1 0 日から施行し、平成 2 8 年 9 月 3 0 日限りその効力を失う。

附 則 (平成 2 8 年 7 月 2 5 日改正)

この要綱は、平成 2 8 年 7 月 2 5 日から施行し、平成 2 9 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。